

平成22年 6 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成22年 6 月14日～15日

場 所 第3委員会室

平成22年6月14日（月曜日）

委 員 長 友 安 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第4号 教育関係使用料及び手数料徴収
条例の一部を改正する条例

○報告第1号 専決処分の承認を求めること
について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県が出資している法人の経営状況について
財団法人宮崎県暴力追放センター（別紙17）
- ・平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別
紙18）
- ・平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
予算繰越計算書（別紙20）
- ・平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
継続費繰越計算書（別紙21）

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・口蹄疫発生に伴う警察の対応について
- ・公立学校の耐震化の状況等について
- ・高鍋農業高等学校の口蹄疫疑似患畜発生にお
ける対応について
- ・太陽光発電設備の発電状況について

出席委員（7人）

委 員 長	満 行 潤 一
副 委 員 長	黒 木 正 一
委 員	萩 原 耕 三
委 員	中 野 一 則
委 員	宮 原 義 久
委 員	松 田 勝 則

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
警 務 部 長	根 本 純 史
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	長 友 重 徳
生 活 安 全 部 長	横 山 登
刑 事 部 長	柄 本 重 敏
交 通 部 長	椎 葉 今 朝 邦
警 備 部 長	中 原 雅 男
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	日 高 昭 二
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	深 田 周 作
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	大 町 正 行
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 地 域 課 長	中 園 雅 夫
刑 事 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 部 参 事 官	田 中 誠 一
総 務 課 長	黒 木 典 明
少 年 課 長	大 野 俊 朗
交 通 規 制 課 長	杉 田 定 光
運 転 免 許 課 長	仁 田 脇 貞 治

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 (総 括)	米 原 隆 夫
教 育 次 長 (教 育 政 策 担 当)	飛 田 洋
教 育 次 長 (教 育 振 興 担 当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	安 田 宏 士
政 策 企 画 監	吉 村 久 美 子

財務福利課長	福永展幸
学校政策課長	児玉淳郎
学校支援監	山本真司
全国高等学校総合文化祭推進室長	稲元雅彦
特別支援教育室長	武富志郎
教職員課長	阿南信夫
生涯学習課長	興梠正明
スポーツ振興課長	川崎重雄
文化財課長	清野勉
人権同和教育室長	中原邦博

企業局

企業局長	濱砂公一
副局長 (総括)	持原道雄
副局長 (技術)	山崎芳樹
総務課長	吉田親志
経営企画監	新穂伸一
工務課長	相葉利晴
電気課長	本田博
施設管理課長	白ヶ澤宗一
総合制御課長	山下雄一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂元修一
議事課主幹	阿萬慎治

○満行委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○鶴見警察本部長 警察本部関係、本日もどうかよろしくお願ひ申し上げます。

「非常事態宣言」が発令されております口蹄疫対策でございますけれども、県警といたしましても、現在、県外の部隊の応援派遣を受けまして、県警の総力を挙げてその対応に当たっているところでございます。具体的には、後ほど生活安全部長のほうから報告をさせますが、発生場所周辺における立入制限に伴う交通規制、消毒ポイントにおける交通誘導、その他、交通の安全・円滑の確保、周辺の警戒、さらに最近義援金の現金支給等もなされておりますので、その周辺における警戒活動等による犯罪の防止活動、そういったことに全力を挙げて取り組んでいるところでございます。引き続き、この活動を強力に推進いたしまして、県民の皆様方の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか委員の皆様方におきましても、御支援、御指導をいただきますようによる

しくお願い申し上げます。

本日の委員会では、地方自治法の規定に基づく議案報告といたしまして、平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について及び財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての2件を、また、その他の報告といたしまして、口蹄疫発生に伴う警察の対応について、それぞれ関係部長から報告をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○根本警務部長 それでは、報告事項の「平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」につきまして御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料でございますけれども、平成22年6月定例県議会提出報告書の192ページをごらんいただきたいと思えます。

警察本部の平成21年度の繰越明許費につきましては、2件ございまして、1つが交番、駐在所庁舎新築事業2,569万9,000円と、もう1つが警察施設維持管理事業1億9,826万6,000円の2件でございます。

この2件につきましては、本年2月の議会で予算の繰り越しの承認をいただいているところでございますが、いずれも平成22年度に予算の繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして報告するものでございます。

まず、1件目の交番、駐在所庁舎新築事業でございますけれども、平成21年度に都城警察署の山田駐在所の建てかえを計画しまして、年度開始の4月から移転予定地の用地取得交渉を行ってきたところでございますけれども、地権者との用地交渉等に日時を要しましたことから、平成22年度に繰り越したものでございます。

もう1つの警察施設維持管理事業でございますけれども、平成21年度の国の第2次補正予算

で措置されました「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」によりまして、警察署の留置施設の面会室増設工事や空調機の改修工事等を行うものでございますけれども、補正予算の計上が本年2月でございまして、平成21年度内におきましては工期が不足しますことから、平成22年度に繰り越したものでございます。以上でございます。

○柄本刑事部長 財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告申し上げます。

お手元の平成22年6月定例県議会提出報告書、171ページの「財団法人宮崎県暴力追放センター平成21年度事業報告書」をごらんください。

御案内のとおり、「宮崎県暴力追放センター」は、県からの出捐金4億円、市町村からの出捐金1億円の5億円を基本財産として平成4年4月1日に設立され、基本財産の果実収入及び公安委員会の委託事業費等をもとに、1の事業概要に記載のとおり、「暴力のない安全で住みよい宮崎」の実現のため、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を推進しているところであります。

ただ、超低金利時代の到来により果実収入が激減し、また、平成16年には県からの補助金も廃止となり、以降、責任者講習委託事業費の見直し、また、人件費を含めた経費節減や賛助会員の拡大等の自助努力を重ねて事業を行っているのが実情であります。

暴追センターは、暴力団対策法により各都道府県に一つに限って指定された暴力団排除活動のキーステーションであり、厳しい財政状況ではありますが、今後も目的達成に向けた事業を推進させてまいる所存であります。

次に、2の事業実績であります。主なものとして、暴力追放のための広報・啓発事業、不

当購読要求一斉拒否等の組織活動支援事業、暴力団追放相談事業、委託事業としての事業所に対する責任者講習事業などがあり、暴力団対策法に基づいて、資料記載の各種事業を推進しているところであります。

次に、資料175ページの正味財産増減計算書により、平成21年度の収支を説明いたします。

平成21年度の経常収益につきましては、基本財産運用益が568万2,514円で、これは基本財産の利息収入となります。

受取会費が433万円で、これは賛助会員255の団体・個人からの賛助会費であります。

事業収入が724万4,000円で、これは県公安委員会からの責任者講習受託収入であります。

補助金が273万4,000円で、これは市町村負担金であります。

受取賛助金・寄付金等が50万5,975円で、これは暴力団追放講話に対する事業所からの寄附金等であります。

雑収益が2万956円で、これは基本財産外の普通預金、定期預金の受取利息であります。

合計が2,051万7,445円であります。

一方、経常費用につきましては、事業費が1,254万2,186円で、広報啓発事業や責任者講習事業等の費用合計であります。

管理費が598万2,242円で、給料手当や会議費などの費用合計でありまして、事業費と管理費の合計が1,852万4,428円であります。

よって、経常収益と経常費用との差額である当期経常増減額が199万3,017円となります。

これが当期一般正味財産増減額となりますが、平成20年度からの繰越金となる一般正味財産期首残高184万4,993円がありましたので、平成21年度の次期繰越収支差額、つまり平成22年度への繰越金は、一般正味財産期末残高の383万8,010

円となります。

次に、177ページの財産目録についてであります。

資産の部は、現金預金が440万6,244円、基本財産で購入しました投資有価証券、定期預金等と退職給付引当資産の固定資産が5億45万6,700円で、資産の合計は5億486万2,944円であります。

負債の部は、前受会費、預り金等の流動負債が56万8,234円、退職給付引当金の固定負債が545万6,700円の合計602万4,934円であり、資産から負債を差し引いた正味財産が4億9,883万8,010円となっております。

次に、178ページの平成22年度事業計画書について申し上げます。

基本方針、事業計画は、前年度と同様であります。本年も、暴力追放のための広報啓発事業、民間や自治体の組織活動の支援、暴力相談事業、事業所に対する責任者講習事業等を中心とした事業計画を立て、これらの事業を積極的に推進させることにより、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動のさらなる活性化を図っていくこととしております。

まず、180ページの収支予算書であります。

事業活動収入としましては、基本財産運用収入が568万2,000円、会費収入が450万円、事業収入が901万8,000円、補助金等収入が271万6,000円、雑収入が1万5,990円で、合計は2,193万1,990円としております。

一方、事業活動支出につきましては、事業費支出1,679万1,000円、管理費支出801万円、合計2,480万1,000円などとしておりまして、先ほど申し上げました暴力追放のための広報啓発活動や事業所に対する責任者講習の実施等の事業を展開させるための予算であります。

以上、宮崎県暴力追放センターの平成21年度の事業報告及び平成22年度事業計画を報告させていただきました。

本事業報告等は、6月1日に行われました第27回理事会において承認されております。

なお、公益法人制度の抜本改革に伴う新公益法人制度への移行についても、同理事会において報告・説明し、本年度中に県公益認定委員会による認定を受けるため、その作業を実施しているところであります。

宮崎県暴力追放センターとしましては、予算の効率的な運用とあわせ、経費等の節減に努め、平成22年度も暴力追放のための広報啓発事業及び暴力相談事業等を重点とした推進事業の充実を図り、暴力追放・暴力団排除活動の活性化を図っていく所存でありますので、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○横山生活安全部長 それでは、口蹄疫発生に伴う警察のこれまでの対応につきまして御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料「口蹄疫発生に伴う警察の対応について」をごらんください。

初めに、「1 口蹄疫発生に伴う警察活動」についてであります。

警察では、4月20日に県知事からの協力要請を受けまして、同日から警察本部及び県下各警察署の警察官を動員いたしまして、警戒活動を実施いたしております。

まず、(1)組織体制についてでありますけれども、4月21日付で警察本部内に県警本部内の各部統括官等から成る「宮崎県警察口蹄疫対策連絡会議」というものを設置いたしました。また、5月6日付で警察本部の各部参事官から成る「宮崎県警察口蹄疫対策会議」を設置し、全

庁体制での口蹄疫対策への支援活動を行っております。

さらに、県知事の非常事態宣言を受けまして、5月19日付で警察本部長を対策本部長とする「宮崎県警察口蹄疫対策本部」を設置し、知事部局、各市町村、隣接県警察及び警察庁等との一層の連携強化を図りながら、諸対策を推進しているところでございます。

また、同日から、県外の特別派遣部隊、九州管区機動隊、四国管区機動隊、中国管区機動隊の各部隊のそれぞれ100数十名程度の順次派遣を受けて、支援活動に万全を期しているところであります。

なお、5月17日付で全警察各所属長に対して警察本部長名の内簡を發出し、口蹄疫対策に対しまして宮崎県警察が一丸となって警察活動を推進するように指示したところであります。

また、口蹄疫対策に従事した警察官及び職員の数でありますけれども、4月20日から本日まで1万8,000人でありまして、1日当たり発生当初約200名前後でありましたけれども、現時点におきましては、約600名に増強いたしております。

次に、主な警戒活動についてであります。

口蹄疫発生に伴う警察の直接的な支援活動は、大きく次の2つであります。いずれも24時間体制で取り組んでおります。

その1つが発生場所周辺の通行制限又は遮断に伴う警戒でございます。これは、家畜伝染病予防法第15条に基づく知事又は市町村長の権限による通行制限又は遮断を支援するものであります。口蹄疫の発生は、昼夜、予断を許さない状況であり、県からの発生通報が深夜に及ぶ場合もありまして、このような連絡を受けまして、発生農場周辺の通行規制等を行う必要がありま

すことから、常時20名前後の警察官を最寄りの警察署、高鍋警察署とか西都警察署に待機させて警戒体制をとっております。

その2つが、同じく家畜伝染病予防法第32条に基づく農林水産大臣又は知事の権限による移動制限及び搬出制限に伴う各消毒ポイントにおける交通規制、遊動警戒等であります。警察では、県及び各自治体等々と協議の上、県内の消毒ポイントのうち、県指定箇所を中心に特に必要性の高い消毒ポイントに対して警察官を固定配置し、また、そのほかの市町村の自主消毒ポイント等に対しても、遊動警戒あるいは一定程度の駐留警戒等の方法により、関係者と緊密な連携を図りながら、車両の整理誘導あるいは消毒ポイント等におけるトラブル防止などの安全確保等に努めております。

次に、「2 その他の警察活動」についてであります。

その1つが、相談、問い合わせ等への対応についてであります。

畜産関係者を初め地域住民の皆様の安全・安心の確保、不安感の除去などのために、各種の相談あるいは問い合わせ等に対して、県知事部局やそのほかの関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、積極的な対応を図っておるところであります。

これまでに車両消毒に伴う交通規制に関するものなどの相談や問い合わせなどを受理し、いずれも担当部署において具体的な説明や関係機関の教示など、適切な措置を講じているところであります。

なお、口蹄疫問題に藉口した詐欺未遂事件など、数件の事案を認知しておりまして、県民の皆様に対する早期の広報を行う一方、所要の捜査を行っているところであります。

その2つが、道路使用許可申請等への対応についてであります。

警察では、消毒ポイントの設置に係る道路使用許可申請等につきましては、道路交通の安全を確保する観点から、執務時間の内外を問わず、速やかに対応をすることといたしております。

その3つが、政府要人等の来県に伴う警戒警備についてであります。

口蹄疫対策に関連して、総理大臣を初め多数の政府要人等が来県されたために、所要の警戒警備を実施しているところであります。

これらのほかに、関係自治体において、口蹄疫に係る見舞金等の交付事務が行われておりますことから、これらに伴いまして、市町村等の各交付場所や金融機関等の警戒に警察官を配置いたしまして、詐欺やひったくり犯罪の未然防止に努めております。

なお、これまで県民の皆様から口蹄疫対策等で活動中の現場警察官等や対策本部に対しまして、さまざまな激励のお言葉、御支援をいただいております。活動中の警察官も士気が一層高まっているところでございます。

警察といたしましては、今後も県民の皆様のお安全・安心を確保する観点から、口蹄疫対策に対しまして迅速かつ積極的な支援を行うなど、諸対策を継続してまいりますので、今後とも、御理解、御支援のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。

○満行委員長 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑については後ほどお受けしたいと思いますので、まず、報告事項について質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 次に、その他の報告事項について質疑をお願いします。

○松田委員 口蹄疫のほうで1点お伺いをいたします。それから、暴追センターのほうで2点ほどお伺いいたします。まず、口蹄疫のほうで、毎日のように24時間昼夜を問わず皆さん方に御尽力いただいております。先の見えない作業で大変現場の警察官の方々も疲労がたまっているということで、本当に感謝申し上げます。1点お伺いしたいのが、県内の警察の頑張りはよく見えるんですが、隣県で大変不安が広がっております。隣県、特に鹿児島ですとか熊本との警察との協力体制はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○横山生活安全部長 先ほど御報告の中で一部触れておりますけれども、隣接県との緊密な連携というのは極めて重要だという判断のもとで、当初から警察庁管区警察局に対する報告・連絡、相談等を実施いたしましたほか、対策本部の中で関係警察の主管課がございますけれども、そこを窓口といたしまして、こちらからの発生状況の情報の提供、あるいは10年前の教訓等もございましたから、あるいは今回の対策を踏まえて、効果的な対策等についての必要な情報交換を実施いたしております。

○松田委員 よく今、曾於市のほうで道路封鎖等々の話が聞こえておりますが、鹿児島と宮崎で県警の現場への対応の強制力に差があるんじゃないかろうかというようなことを聞いたことがあるんですが、実際はどうなんでしょうか。

○横山生活安全部長 道路封鎖の関係でございますけれども、そもそも口蹄疫の消毒ポイントの設置ということについては、県知事の権限で設置されるものと、市町村の首長さんの判断で実施されるものと、大まかに2つあると思っております。道路の封鎖につきましては、直接警察の道路使用許可申請を受けられて消毒ポイン

トが設置されるわけでありましてけれども、道路封鎖についての権限と申しますか、その対応について、警察がアドバイスしたり、あるいは指導するということは、直接行っておることはありません。あくまでも自主ポイント設置に伴うそれぞれの御判断でされるということでありまして、道路封鎖云々ということについての連携とか情報交換を直接行うことはありません。

○松田委員 道路封鎖に関しては、知事あるいは首長の指示に従って粛々と行うことで、警察のほう为主体となってやることじゃないというふうに理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、暴追センターのほうで1点お伺いいたします。暴力団の犯罪が、特に北九州、福岡、佐賀というところで聞いております。特に福岡県、佐賀県では、住民と警察の大きな連帯によって大きな成果を上げている暴力団追放運動ということを知っていますが、本県における暴力団の構成の数とかその対策についてお伺いしたいと思います。

○柄本刑事部長 暴力団の現状について御報告いたします。暴力団の勢力等につきましては、全国的には、ことしの1月1日現在でありますけれども、暴力団対策法に基づく指定暴力団というのが全国では22団体ございまして、全国的には暴力団の構成員につきましては、8万900人が大体把握されているところであります。本県におきましては、暴力団組織が15組織、そしてその構成員としましては、約360人を把握いたしているところであります。本県では、18年から構成員の減少傾向が続いておりましたけれども、準構成員というのが上回っている状況で、大差ない状況であります。県内のほうでは、県外からの暴力団の流入というのもありまして、現在

県内で把握しているのが、県外暴力団100名程度把握しております。特に今後も六代目山口組の関係のこういう暴力団が県内に入ってくる可能性が非常に高いということで、我々も警戒をしているところであります。

また、暴力団の最近の特徴といたしまして、不透明化というのが非常に進んでおります。これは組事務所から代紋だとか看板を撤去して、そしてまた、名刺を使用しない、組織実態を隠ぺいする傾向が続いているということ、それから、資金源活動が非常に多様化してきております。覚せい剤、賭博等の伝統的資金源に加えて、企業や行政機関に対する不当要求などの犯罪を敢行するなど、資金源が非常に多様化している。それから、寡占化と言いまして、山口組、稲川会、住吉会というのが大規模暴力団なんですけど、この流れの中に非常に集中化が進んでいるというような状況であります。それとあわせて、もう1つの特色は、暴力団等が来日外国人等の犯罪者と連携を強めて、強盗、窃盗、薬物の密輸、偽造カード等の犯罪で共犯関係を構築して、連携して犯罪を敢行しているというような特徴がございます。全国組織、日本、それから本県でも暴力団が減ってきたんじゃないかというような状況にもとられがちですけれども、ただ、これは不透明化が進んでおりまして、なかなか警察が実態把握ができない、それから向こうのほうで警察に対する工作を進めておりまして、警察からの情報が非常にとりにくいというような状況が今出てきております。

ただ、この暴力団につきましては、平成21年中、本県での検挙につきましては、182人の187件、本年5月末までに83人の62件を検挙いたしております。平成21年中は、賭博、覚せい剤、傷害、それから窃盗、恐喝、暴行というのが多

かったんですが、平成22年5月の状況では、傷害、覚せい剤、詐欺、窃盗というのがその中を占めている状況であります。中止命令につきましても、必要なときに発しておりますけれども、本年5月末までには、昨年は12件発しているんですけれども、ことはまだ発出はございません。今後とも、暴力団につきましては、情報収集・分析の徹底による実態解明、それから資金源活動に打撃を与える取り締まりの強化、薬物・銃器部門と連携した徹底検挙、県外暴力団の進出阻止、事務所撤去をあわせて、警察としてはターゲットを絞って暴力団の取り締まりを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、暴力団排除対策についてでありますけれども、これは全国各地で今多く取り組まれております。関係機関・団体との連携だとか職域、地域における暴力団排除活動に対する支援、それから行政対象暴力対策等が今進められてきておりまして、さらに暴力団排除条例というのが福岡県を初めほかの県でもつくられております。この条例につきましては、現在、九州では4県、福岡、鹿児島、佐賀、長崎、そのほかに愛媛県でそういう条例を制定して、そのほか4月末現在で27の都道府県でそういう暴排条例の制定に向けて取り組んでいる状況であります。ただ、佐賀県と長崎県については、事務所開設防止だけの条例でありますので、今後それを変えるということです。本県におきましては、本県の実情を踏まえ、他県の制定した条例等を参考としながら、本県の実情に合う暴排条例を今後検討していくことにしております。以上であります。

○松田委員 暴力追放センターの内容はどれも興味あるんですが、最後に1点だけお聞かせいただきたいと思います。少年被害防止対策が項

目としております。ことし2万円の予算がついておりますが、少年被害、暴力団と少年とのかかわりというのは、県内でもどのような事例があるのだろうか、お教えいただきたいと思いません。

○柄本刑事部長 この中で少年被害防止対策事業というのがございます。この活動内容については、少年被害防止対策事業といいますのは、少年関係の各種会合・行事において、少年を暴力団から守るための広報啓発活動を暴追センターで行っております。また、20年度の少年被害防止対策事業費、雑費2万円というのが上がっておりますけれども、これは宮崎県少年警察ボランティア連絡協議会並びに研修会における配付資料の購読代金を計上したもので、予算の行使案件ではなかったんですけれども、ただ、実例としては、この暴追センターのほうに、いわゆるそういう勧誘を受けたとかの相談とか、手元にその具体的な内容はございませんけれども、それとか暴力団とのつき合いがあるとか、そういう相談事案は過去あっております。ただ、その場合に、相談員、暴追センターにもおりますし、それから弁護士を含めあそこのほうに6名の相談員がおりますけれども、それぞれの相談員のほうで対応していただきまして、今のところ、それに対するトラブルというのは起こっておりません。以上であります。

○松田委員 今の刑事部長のお話を伺うと、県内において暴力団と少年との密接な関係とか大きな案件とか、今のところないというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○柄本刑事部長 はい。

○松田委員 わかりました。ありがとうございます。

○中野委員 口蹄疫について、質問というか要

望しておきたいと思うんですが、延べ1万8,000人、現在においては毎日600人が動員されているということでございますが、大変御苦労さまでございます。口蹄疫非常事態が宣言されております。世の中が不安な状態であるわけですから、こういうときはよく、すぐ流言飛語、うわさというものが飛び交うのが一つの常識ですから、県民が不安にならないように、何が正確な情報かということをきちんと警察としても整理して、いろんな情報を出していただきたいなど、こう思っております。それから、先ほどは詐欺未遂事件があったということでありましたが、こういう口蹄疫に便乗して想像を絶するようなとんでもない犯罪が起こる可能性があるんですね。そういうことにもひとつ大変でしょうが対処していただいて、県民が不安にならないように、よろしく願いしておきたいと思えます。何かあれば。

○鶴見警察本部長 口蹄疫対応に関しましては、今御指摘いただきましたように、幅広い観点で住民の皆様方の安全・安心を確保するというところで、先ほど松田委員のほうからもお話がございましたけど、他県との比較、それから警察力が不足して対応ができないというようなことが絶対ないように、どんなことにでも相談には応じて、しっかりと安心をしていただくというような対応をするように全所属には申し渡しております。実際、先ほど生活安全部長からも報告がございましたように、地域の方々からは、他県の機動隊の人間も応援に来てくれているということで、「非常に安心感がある。ありがたいことだ」というお言葉もいただいておりますし、休憩場所とかトイレの提供、そういったような心温まる御支援もいただいております。今後、詐欺未遂事件も幾つか発生しておりますし、御

指摘のように、融資を語った詐欺容疑、いろいろなことが想定されますし、情報につきましても、平素地域の方々と警察署が良好な連携を保っておりますので、そういった観点での情報収集、皆さん方に安心をしていただく情報提供、そういったことができるように、これからはしっかりと努めてまいりたいと思っております。

○宮原委員 口蹄疫に関してのことですが、先ほど松田委員のほうからもありましたが、消毒なりそういった県のポイント、そしてまた、市町村のポイントであったり自主的なポイントがあるんですが、それぞれ要望に応じてやっていただけるような話でありましたが、警察官の方が立ち会われている消毒ポイントもありますし、全体をただ巡回するというポイントもあるというふうに思うんですが、場所によっては当然警察官の立ち会いも欲しいという場所もあるというふうに思うんですが、そういった要請を受けた場合に、実際一生懸命やっていたいでいるわけですから、数も足りない状況になると思うんですが、そういったときの対応というのはどういうふうな状況なんでしょうか。

○横山生活安全部長 消毒ポイントの配置ということでございますけれども、現在、警察本部では、対策本部にそれぞれ各部担当者、専門家を集結させまして、約40名体制でそれぞれの連携というか、要望とかあるいはそういう対応を行う。したがって、各市町村等からの要望等がありましたら、警察署にあることが多いんですけれども、警察署のほうからは、対策本部のほうに上げさせまして、対策本部から警察署の例えば消毒ポイントの設置場所の実態とかあるいは危険性、そういうもろもろの状況をしっかりと把握する必要がありますから、警察本部のその担当課の例えば交通規制課長が直接出向く

とか、あるいは警察署の担当課長なり署長が現場に行って、その必要性あるいは人数の増減状況も対応するというので、過不足なくやるという方針で対応しております。したがって、その辺の要望等がある場合には、関係自治体あるいは県だけではなくて自治体のほうからの要望についても、しっかり連携をとらせていただくという基本方針には変わりなくやっていきたいというふうに思っております。あくまでもこの配置等につきましては、先ほど申しましたけれども、そもそも県なり自治体の皆さん方の権限等に基づいて行われるものでありますので、それについて警察が云々ということはありませんけれども、しかし、先ほど御指摘のとおり、安全・安心を守るということからしますと、積極的に対応していくという基本方針には変わりございません。以上です。

○宮原委員 ありがとうございます。それぞれ自主消毒ポイントもあるんですけど、警備員の方が立っておられるんですが、警察のパトカーなり車両がとまっていて、警察官の方がやっていただくとすべて言うことを聞くんですが、一般の方たちが、JAの方であったり市役所の職員であったり、いろんな方々がやられるんですけど、なかなか警察官が立っているというだけで違うというのがよくありますので、大変だというふうには思いますが、できるだけ協力いただけるようによろしくお願いいたします。

また、場所によっては、飼料を運ぶ車両が感染源になっているんじゃないかというような話もありますし、家畜を運ぶ車両というのがありますから、そういったものを、よく要望を受けますが、路線を封鎖、なかなかできないと思うんですよ、それぞれ家も張りついていることですから。だから、飼料を運搬する車両とか

そういった家畜を運搬する車両だけを、主要幹線である国道であったり、そういった大きな幹線に必ず通らせるということで消毒をさせるというようなことはできないのかという要望もよく受けるんですけど、そういったような要望があった場合というのも、やはり市町村なりそういったところを通じて警察のほうと相談をしていくということで、可能な状況があるということではないのでしょうか。

○横山生活安全部長 発生当初あるいは現時点においてもそうですけれども、最近では6月11日付でありますけれども、各飼料運搬会社あるいは農協あるいは個人の運搬会社等々、あるいは畜産関係に及ぶ各業者の皆さんには、県の口蹄疫対策本部のほうから、その消毒ポイントにおける消毒の徹底、噴霧消毒ですか、こういうことを受けていただくようにということでの重ねての指示・連絡がされておるといふふうに伺っておりますし、もし関係警察署あるいは本部に対してそういう要望があれば、また重ねて県の対策本部を通じてその徹底方についてお願いするという対応していきたいというふうに思っております。

○満行委員長 よろしいのでしょうか。その他、何かありませんでしょうか。

○萩原委員 せっかくだから、ちょっと細かく暴力団を、都城には何々組以下何名、宮崎には何々組以下何名、大方わかっていると思います。前のときはよく教えてくれていたんですけどね。

○柄本刑事部長 県内の暴力団組織、さっき15組織の約360名ということをお話ししました。それで、今、地域ごとの暴力団の組織については申し上げますが、人員については公表していないということで、御勘弁いただきたいというふうに思います。宮崎市のほうは二代目井根組、

それから龍盛會というのがあります。それから南洲会、二代目井本組、白竜会、悠道会、それから誠龍会、宮崎にこの7組織がございます。日南市に神崎組、都城市に二代目城士会、西都市に山和会、新富町に籐心会、日向市に十徳会、延岡市に児島組、それから都城市に三坂組、小林市に丸山組、この15組織がございます。以上であります。

○満行委員長 そのほかありませんでしょうか。ないようですね。

それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会においていただきました。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料に基づき御説明申し上げます。

表紙をお開きいただき、目次をごらんください。

今回、御審議をいただく議案は、議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の2件であります。

次に、議案以外の議会提出報告は、1つには

「損害賠償額を定めたことについて」、2つ目に「平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」の2件であります。

また、その他の報告事項といたしまして、「公立学校の耐震化の状況等について」及び「高鍋農業高等学校の口蹄疫疑似患畜発生における対応について」の2件を報告させていただきます。

なお、口蹄疫が宮崎市内で発生したことに伴いまして、その感染防止対策として、家畜の移動制限区域内にあります県立図書館や県体育館等の文化・スポーツ施設を当分の間、休館することとしたところでございます。

私のほうからは以上であります。引き続き関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

初めに、平成22年6月定例県議会提出議案の冊子でございます。その11ページをお願いいたします。

議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

詳細につきましては、常任委員会資料により御説明させていただきます。常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

これは、県立高等学校の授業料無償化に伴いまして、教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

まず、1の改正理由でございますけれども、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が4月1日から施行されたことに伴いまして、本県の授業料が規定されております「教育関係使用料及び手数料徴収条例」におきまして、所要の改

正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず(1)としまして、これまで授業料という名目で定時制・通信制高校の科目履修生から徴収しておりました科目履修料を、法律上の授業料には該当しないことから、明確に授業料とは区別して、条例第2条第1項第1号に明記して、引き続き徴収するものでございます。

また(2)として、同条第3項におきまして、授業料については徴収しない旨を規定しまして、すべての生徒を対象として、授業料は徴収しないこととするものでございます。

補足いたしますと、国が交付金の対象外として例示しておりました標準修業年限を超えるいわゆる留年生及び既卒者にかかわらず、本県といたしましては、学ぶ意志を持つすべての生徒が自立し活躍できるよう支援するため、すべての生徒を対象に授業料は徴収しないこととするものでございます。

その理由といたしまして、留年生の場合でございますが、学業不振、病気、不登校など原因が複雑に絡んでおりまして、徴収するか否かを個別に判断することが極めて困難であること。また、いわゆる既卒者の場合でございますが、本県の生徒の現状は、平成22年度で6名、これはすべて定時制であります。これらの生徒は資格取得などの明確な目的を持って再入学しているものでございます。

いずれにしましても、この2つの例示につきましては、教育的配慮から授業料を徴収しないことが適当であると判断しているところでございます。

なお、授業料を徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められるときは、この限りでないとする「ただし書き」を

設けることによりまして、今後、予想外の事態が生じた場合には、授業料を徴収することが可能となるように規定をするものでございます。

3の施行期日は、公布の日からとなるものでございます。

次に、議案以外の議会提出報告でございます。

まず、「損害賠償額を定めたことについて」2つの事案を御報告させていただきます。

まず、1つ目の事案でございますが、資料かわりまして、平成22年6月定例県議会提出報告書の3ページをお願いいたします。その下から2番目の行でございます。平成20年12月14日、延岡市で発生いたしました「売払県有地に係る瑕疵担保責任」についてでございます。相手方は加藤文男氏、損害賠償額は34万200円でございます。

次に、2つ目の事案でございますが、5ページをお願いいたします。そのページの一番最後の事案でございますが、平成22年3月21日、県立都城農業高等学校三股牧場で発生いたしました「県立高校生産物異物混入事故」についてでございます。相手方は宮崎県経済農協協同組合連合会、損害賠償額は68万6,846円でございます。

なお、詳細につきましては、申しわけございませんが、常任委員会資料により説明させていただきたいと思っております。

資料かわりまして、常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

「損害賠償額を定めたことについて（売払県有地に係る瑕疵担保責任）」であります。

1の事実及び原因ですが、(1)及び(2)にありますとおり、平成18年1月24日、元延岡西高等学校校長住宅跡地について、県と土地購入者は入札による売買契約を締結したところでございます。平成20年12月14日、当該地に住宅を

建設中に、地中から廃棄物が発見された旨の連絡が土地購入者からございました。

その後、土地購入者は、(3)にありますとおり、当該廃棄物の掘り出し、住宅建築工事の遅延及び地中調査の実施によりまして、34万200円の損害をこうむったため、その費用について県に対し賠償を求めたものであります。

2の賠償額及び内訳でございますけれども、土地購入者が住宅建築業者から請求された実費額34万200円でございます。内訳は、下記のとおり、基礎工事の遅延による重機リースの延長料等の経費でございます。

続きまして、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

「損害賠償額を定めたことについて（県立高校生産物異物混入事故）」でございます。

初めに、1の事実でございます。

平成22年3月21日に、都城農業高等学校三股牧場から出荷した生乳から、出荷過程における検査におきまして、抗生物質が検出されました。

このことにより、同校の生乳販売を委託しております経済連は、農家6戸から集乳しました分を含め、生乳を運搬する集乳車1台分の生乳7,473キログラムを全量廃棄いたしました。

経済連は、同生乳を廃棄したことによりまして、各農家への支払いや廃棄手数料等の経費として68万6,846円の損害をこうむったため、その費用について県に対し賠償を求めたものでございます。

2の原因でありますけれども、①、②にありますとおり、乳房炎という病気の予防のために抗生物質を投与している出産準備中の乳牛、いわゆる乾乳牛から搾乳しました生乳が出荷中の生乳に混入したものでございますが、これは乾乳牛と搾乳される乳牛を隔てているさくの一部

が、事故発生時に何らかの理由により外れていたため、その部分から本来は搾乳の対象ではない乾乳牛が牛舎に紛れ入ったものであります。

さらに、③にありますように、当日搾乳した日々雇用職員が、乳牛の個体確認作業をマニュアルどおりに行わなかったため、そのことに気づかず、乾乳牛1頭に出荷用の搾乳機を誤ってつないでしまったものでございます。

次に、3の賠償額及び内訳でありますが、賠償額は68万6,846円であります。内訳は、下記のとおり、全量廃棄となった農家分の生乳に対する賠償額等でございます。

次に、4の再発防止策でございます。

同校におきましては、去る平成21年9月12日にも出荷生乳に抗生物質を混入させる事故を発生させているにもかかわらず、今回同様の事故を再び起こしたことを非常に重く受けとめまして、直ちに次のような再発防止策を講じたところでございます。

まず、(1)の教育委員会が行った指導でございます。これは、食品生産の安全管理のため、法令等の遵守や定期的な職員研修の実施など4つの事項に留意しながら、万全の体制を確立するよう、同校を含む食品を生産する10校の高等学校長に対し、早急な対応を求め、通知したものでございます。

次に、(2)の同校の再発防止策でございます。同校は8項目の再発防止策を策定いたしておりますけれども、このうち主なものについて申し上げますと、①にありますとおり、農場の全職員を対象とした講義や実地研修から成る研修会を定期的実施することや、③にありますように、農業改良普及センターなどの専門機関の協力を得ながら、乳牛舎等の施設設備の点検を徹底すること、さらには⑧にありますとおり、抗

生物質を感知する簡易検査キットを導入し、万一抗生物質が混入したとしても、農場内で行う検査により、出荷前に発見できる体制を確立することなどであります。

以上の対策を確実に実行していくことで、同校の生乳の品質管理に万全を期してまいりますとともに、県立学校が生産するすべての食品に対する県民の信頼回復のため、引き続き、各関係高校を指導してまいりたいと思っております。

続きまして、平成21年度からの繰越明許費について繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

平成21年度繰越明許費一覧表でございます。財務福利課の所管分といたしましては、7件でございます。主な事業を説明させていただきます。

財務福利課関係の下から3番目の欄の「県立学校耐震対策事業」についてでございます。これは、県立学校14校15カ所の耐震補強工事を行うものでございまして、繰越明許費の確定額は、繰越額の欄に記載してございますとおり、8億4,009万4,000円でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、国の補正予算との関係によりまして、工期が不足することによるものでございます。

また、次の欄の「生徒増校等対策緊急整備事業」は、小林秀峰高等学校体育館の老朽化に伴います同体育館の改築及び学習指導要領の改訂に伴います宮崎西高校附属中学校武道場の建設を行うものでございます。繰越明許費の確定額は、4億3,208万8,000円でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整等に日時を要したことによるものでございます。

なお、当課の繰越額の合計は、14億8,191万2,000円でございます。

最後に、その他報告事項といたしまして、「公立学校の耐震化の状況等について」御説明申し上げます。

右側の6ページをごらんください。

公立学校の耐震改修等による耐震化の状況につきましては、毎年、文部科学省が全国のデータを公表しているところでございますけれども、今年度は7月中に公表する見込みとなっておりますため、お手元の資料では本県分についてのみ掲載しております。

それでは、1の公立学校施設の耐震化の状況についてであります。

県立学校におきましては、対象となる建築物の総数、A欄全棟数685棟に対しまして、耐震補強工事の実施等により耐震対策が完了したものがB欄603棟となり、耐震化率は88.0%となっております。昨年度の耐震化率は、上段括弧内の85.4%ですから、2.6ポイントの伸びとなっております。

同様に、市町村立小中学校の耐震化率は81.5%で、昨年度の75.0%から6.5ポイントの伸びとなっております。

続きまして、2の耐震診断結果の公表の状況についてでございます。

本県におきましては、県を含めすべての市町村で既にその公表が図られているところでございます。

財務福利課関係は以上でございます。

○児玉学校政策課長 学校政策課でございます。

引き続き、常任委員会資料で説明させていただきます。5ページをお開きください。

平成21年度からの繰越明許費について繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

下から5段目の事業、「南那珂地区総合制専門高校設置事業」であります。確定額は3,700万円です。繰り越しの理由は、用地交渉等に日時を要したことによるものであります。

続きまして、「高鍋農業高等学校の口蹄疫疑似患畜発生における対応について」御説明申し上げます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

4月20日火曜日の発生に伴いまして、所要の措置をとっております。

1の発生までの防疫体制であります。①②のとおり、消毒体制の整備のほか、徹底した防疫体制下での飼育管理を行ってまいりました。4月28日水曜日からは、生徒畜産実習の中止、家畜管理職員の限定等を行っております。

しかしながら、2の①にありますように、5月23日日曜日の午前8時30分に、同校畜産科職員が乳用牛1頭に異常があることを確認し、家畜保健衛生所の診断を受け、口蹄疫疑似患畜の疑いが判明いたしました。また、②にありますとおり、5月24日月曜日にPCR検査の結果、陽性と判明いたしました。

その後の経過は、2の②のとおりであります。5月24日月曜日午前9時には先遣隊が現地確認を開始し、同時に重機搬入や埋却用溝掘削が開始されました。引き続いて、5月27日木曜日まで、家畜の殺処分や埋却、飼料や畜舎資材等を含めた埋却や畜舎消毒等が行われております。

現在は、③にありますとおり、地域の口蹄疫清浄化が確認されるまでの間、牧場内への立ち入りは禁止しております。

3にありますように、殺処分した家畜頭数は、牛53頭、豚281頭であります。

右のページをごらんください。

生徒・職員の対応であります、(1)にありますとおり、5月24日月曜日から26日水曜日は臨時休業としております。

また、(2)にありますとおり、5月27日木曜日から授業を再開し、この日は③のように「こころの健康調査」を実施したり、④のように臨床心理士2名によるクラス別の集団カウンセリングや個別カウンセリングを実施しております。

今後の対応であります、5にありますとおり、畜産実習等の工夫及び生徒や職員の心のケアに特に努めてまいりたいと考えております。

最後に、高鍋農業高等学校が開設しておりますブログに掲載されている、生徒会長の畜産科3年、松元武蔵君のメッセージを御紹介したいと思います。

10ページをごらんいただきたいと思いますが、上から6行目から、「今まで大切に育ててきた牛や豚がたった一つの病気の為に殺されてしまうのです。そして、とうとう私たちの高校も口蹄疫がでてしまいました。「処分」…そう聞いたとき、私は声にならないほどの衝撃を受けました。いままで大切に育ててきた動物たちが、今度、牧場に行ったときにはいないんだと思うと、とても切ない気持ちになりました。」、また、その6行下であります、「苦しくても、立ち上がって、また畜産を始めて欲しいです。宮崎の畜産をここで終わりにしたら、絶対にいけないと思います。もちろん、私たちもここで終わりにしません。必ず、私たちの牧場を、宮崎を復興して見せます」。この胸を打つ、そして力強いメッセージを読まれた全国の方々から励ましのメッセージが届くようになりまして、生徒に明るさが戻り、頑張ろうという気持ちになっているということでもあります。

学校政策課からは以上であります。

○阿南教職員課長 教職員課関係につきまして御説明を申し上げます。

お手元の平成22年6月定例県議会提出議案(議案第2号～第12号、報告第1号から第4号)をお願いいたします。41ページをごらんいただきたいと思っております。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)でございますが、その内容につきましては、恐れ入りますが、46ページをお開きください。

中ほどの教育費の欄であります。教育総務費につきましては、平成21年度中の退職者及び退職手当支給額が確定したことに伴いまして、4億143万円の減額補正を行ったものであります。その主な要因は、勸奨退職者が見込みを下回ったことによるものでございます。

教職員課関係は以上でございます。

○興梠生涯学習課長 生涯学習課でございます。

常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

平成21年度繰越明許費の御報告が1件ございます。

一番下のほう、生涯学習課のところがございます事業名「県立図書館書庫増設事業」であります。繰越明許費の確定額は、繰越額の欄に記載してございますとおり、1,081万1,000円でございます。これは、県立図書館におきまして、書籍等の蔵書の増加に対応し、適正な保存を行うために、建物の内部を改修しまして書庫とするための経費であります。

繰り越しの主な理由としましては、国の補正予算との関係によりまして、工期が不足することによるものでございます。以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終了いたしました。

たが、その他の報告事項の質疑につきましては、後ほどお受けしたいと思っておりますので、まず、議案等及び報告事項について質疑をお願いいたします。

○長友委員 資料1ページの議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」ですが、この改正の内容の(2)、もうちょっと詳しく説明していただけますか。授業料を徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められるときにはこの限りでないという「ただし書き」を設けるという部分について、ちょっとお願いします。

○福永財務福利課長 ただし書きのところでございますけれども、公立高等学校につきましては、基本的には授業料は全員無償とすると。ただ、その中で、国のほうが対象外経費といたしまして既卒者とか留年者、これにつきましてはそれから外すけれども、決定につきましては都道府県の判断に任せるという旨がございました。それにつきまして、教育的配慮から本県では授業料を徴収しないということで判断をしておりますけれども、このただし書きにつきましては、例えば今後、高齢化に伴いまして、例えば生涯学習的な再入学者等がふえた場合におきまして、現在のところはないんですけれども、将来を担保すると申しますか、将来に向けて徴収することが可能であるというただし書きを設けたところでございます。

○長友委員 そうということが想定されるんですか。

○福永財務福利課長 現在のところは、既卒者につきましては6名でございます。定時制高校に6名入学しておられます。この方々は、先ほど申しましたように、明確な卒業したいという意志を持って入学されております。ですから、

こういった状況を考えますと、現在のところは本県ではこういったことは考えられないんですけども、将来、先ほど申しましたように、社会情勢が変わったときに、ただし書きを設けることによって徴収を可能とするという可能性を残したところでございます。

○長友委員 この高等学校の授業料の不徴収、これは今後ずっと可能というふうに考えておられるんですか。どうなんですか。

○福永財務福利課長 国のほうも、その状況等をおかんがみまして、3年ごとに見直していきたいという考え方を持っているようでございます。

○長友委員 国の施策でありますから、何とも言えないわけですが、しかし、やっぱりそうなってくると、いろんな不公平といえますか、あるときには取り、あるときには取らないというようなことも起こると思うんですけど、そういうことでのいいのかなと思うんですが、どんなふうに思っておられますか。

○福永財務福利課長 私たちといたしましては、国の責任でこういうことが実施されたわけでございますので、これを継続していただくようにぜひお願いしたいと思っております。

○長友委員 次、2ページの損害賠償を定めたこと、地中に廃棄物が埋まっていたということですが、これはどんなものだったんでしょうか。

○福永財務福利課長 地中に埋まったものにつきましては、契約内の廃棄物といたしまして、校長住宅の基礎、ふろのタイルの一部でございます。それから、契約外で図面に記載がなく完全に業者の責任とは言えないものが、旧校長住宅の一部ではございますけれども、工事契約に含まれていなかった浄化槽とかパイプ等があります。それから、校長住宅以前に建ってしまし

た建物と思われます粘土がわら等がございました。

○長友委員 それは、そういうものを片づけるときの業者の責任負担というのは考えられなかったんですか。

○福永財務福利課長 解体業者への求償につきましては、旧校長住宅の解体工事の際、県の完了検査に合格しているということ、それから発見された廃棄物に解体工事の契約外のものも含まれていたこと、それから、事故判明の連絡を受けた時点で現場を訪れまして、みずからの費用で廃棄物を撤去・処理していること等から、どこまでが責任かということがなかなか見えなかった状況がございます。

○長友委員 もう1点、8ページ、口蹄疫に伴う殺処分があったわけですけれども、今後の対応として、畜産実習等の工夫ということが挙げられていますけれども、しばらく現在のよう状況が続けば、なかなか再開というのは難しいと思うんですね。大体どんな計画を持っておられるのかお願いします。

○児玉学校政策課長 家畜が殺処分になりましたので、畜産にかかわる実習ができなくなっておりますけれども、高等学校の実習につきましては、必ず畜産を使った実習をなさйтеというものではなくて、各授業の中で半分以上は実習や観察実験をなさйтеと、そういうようなものが学習指導要領の中の取り決めになっております。したがって、畜産実習につきましては、一番心配されるのは、まず子供たちの卒業ということですね。単位消化できるかということが一番心配されるわけなんです、それにつきましては、ほかの実習、観察実験等を入れることによってカバーできるので、卒業については心配はございません。ただ、畜産科ですので、畜

産に関する技能というのを十分つけさせて卒業させるという観点からは、やはり今後、特に3年生卒業までの間に予定していた実習をしていくことが必要になるかと思えます。したがって、現在、家畜がおりませんので、ほかの実習を行う、あるいは植物に関する実習を行ったりとか、いろんなそのほかの実習を行う。あるいは、普通教科の時間を若干ふやして早くやってしまう。そして、家畜が導入できるようになってから、そこで集中的に畜産の実習を入れていく。このような方向で学校のほうでは考えているところであります。以上です。

○満行委員長 公立学校の耐震化と口蹄疫以外をお願いいたします。

○宮原委員 議案第4号について、先ほど6名の方が対象になるというような話がありましたが、ちなみに年齢をお聞かせいただけますか。

○福永財務福利課長 年齢は、20代が3名、30代が2名、40代が1名でございます。

○宮原委員 この方は、1回卒業されて、また、別の学校でという方なんでしょうか。そのあたりはどうなんですか。

○福永財務福利課長 入学の目的等を見ますと、一級建築士の資格を取りたいといった方、それから電気工事士の資格を取りたいという方等でございます。全員高校を卒業した人たちでございます。

○中野委員 財務福利課長にお尋ねしますが、この延岡の校長住宅跡地の件ですけれども、先ほど、廃棄物の中身の報告がありましたが、これは平成18年に県と売買契約をされたんですが、いつまで延岡西高校の校長がその住宅を使っていたわけですか。それと、この廃棄物は、いつここに、地中に埋まったということになっているわけですか。

○福永財務福利課長 ちょっと時間をいただけますか。済みません。廃棄物が出てまいったのが平成20年の12月でございます。それから、校長が居住したのは、13年度まで居住しております。

○中野委員 いわゆる廃棄物は、その校長が13年度までいたということですが、それからここに埋めたわけですかね。埋められたというか、校長がいるときも、ずっと昔からこれは埋まっておったわけですか。

○福永財務福利課長 以前から埋まっていたものと考えられます。

○中野委員 では、これを県が所有するときは、いつ所有したわけですか。

○福永財務福利課長 平成15年度でございます。「合わない」と呼ぶ者あり）この住宅につきましては、共済組合のほうで取得して県のほうに転用という形になったわけですがけれども、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。済みません。よろしく願います。

○中野委員 この地中に埋まっていた廃棄物というのは、県の所有地になってから、県が所有するようになってから埋めたものじゃないわけですがね。その所有する以前に埋まっていたということですかね。

○福永財務福利課長 校長住宅地ということで建築したものについては、その残ったものは校長住宅のものでございますけれども、その以前は、ちょっとわかりませんが、廃棄物があつたということでございます。

○中野委員 それで、いわゆる賠償を求められて、新しく買った人が賠償を求めたわけですがけれども、これは瑕疵担保責任があつたということで、いわゆる教育委員会、県が損害賠償をす

るわけけれども、支払いは、何年これはさかのぼれるわけなんですか。いわゆる廃棄物の請求権、それは請求権というのは何年になるわけですか。時効というのがあるわけですか。

○福永財務福利課長 申しわけございません。それも後ほど答えさせていただくことでよろしいでしょうか。済みません。

○満行委員長 ちょっとここで切りたいんですけど、堂々めぐりなので、結局この土地をいつ県が購入して、いつ校長住宅を建てたというのがわからないと進まないの、それを受けてから、いいですか、その資料をもらってから。

○中野委員 それで、いわゆる求償権がみたいなことをさっき言われましたが、廃棄物のもので、何年さかのぼっていかかわからないという答弁でしたが、それで求償権がないと言われたんですけども、最初の長友委員への説明で、本当に求償権がないんですかね。県は、今の所有者は請求してもいいと思うんだけど、支払ったわけだから、損害が発生したわけだから、その求償権がないという説明をされたが、そのない理由を教えてくださいたいんですよ。

○福永財務福利課長 この件につきましては、解体業者への求償権が行えないと先ほど御説明申し上げましたけれども、掘り起こされた廃棄物につきましては、解体業者の善意により処理された部分もございまして、その際に、廃棄物の種類、契約内のものか否か等や、それから量の確認がなされておりませんで、これらの掘り出しに要した費用等、損害額の積算根拠を示すことが困難だったためでございます。

○中野委員 いまいちわからんのですが、校長住宅は平成13年まであって、そのあつた建物を壊して、どこかの解体業者が壊して、その壊した残骸の一部をそこに解体業者が埋めておつた

というのもあったということですか。

○福永財務福利課長 解体業者が解体して埋めているわけですが、今度それを購入する購入者が地盤固め等をするために、新しい建設業者に頼んだわけですが、その建設業者のほうから、廃棄物等については34万200円なりの請求を受けたということになります。

○中野委員 その解体業者に請求すればいいんじゃないですか。

○福永財務福利課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、こちらの側、県側といたしましては、旧校長住宅の解体工事の際に県の完了検査に合格をしているということ、それから発見されました廃棄物に解体工事の契約外のものも含まれていたこと等によりまして、先ほど申し上げましたように、積算根拠を示すことがなかなか難しいという結論に達したわけになります。

○中野委員 先ほど廃棄物が何年ぐらい時効があるかということとはわからないという説明でしたが、その時効の範囲内であるからそうされたとは思いますが、時効がわからないことで賠償金を払ったとなれば、求償権がそれでないということになれば、おかしい結果であるような気がするんですね。だから廃棄物については何年の時効があるんだと、だから時効が成立しているから、その解体業者には請求できなくなったので、それで県はやむなく新しい購入者の請求に従って、この損害額を支払ったということではないかと思うんですね。何かまいちぴんとこないんですけれども。

○福永財務福利課長 この件につきましては、さまざまなそういった観点もございまして、実は顧問弁護士と相談して決定をいたしましたところ

でございます。先ほど申されました時効については、後ほど報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中野委員 その報告はそれでいいと思うんですが、そもそも瑕疵担保責任ということは、これは昔からあった情報なんですか。何か建物について瑕疵担保責任があったというのが、去年かおとしごろ法律ができたように記憶しているんですが、それにのっとった瑕疵担保責任ということですか。いわゆる、土地が傷物だったということですよ、瑕疵だから。欠点があった、傷物であったからその責任があると、前処理者の責任があったということですから、それによって損害額を支払ったということですよ。新しい法律に基づいたからですか。昔からあったから、こういう責任が発生しているわけですか。

○福永財務福利課長 瑕疵担保責任につきましては、民法上、以前から設けられているものになります。

○中野委員 あとは廃棄物に時効があるかかわかればいいと思うんですが、後で説明してください。

ついでに、都城の乳牛のこれですが、そもそも乳牛頭数は、搾乳牛、育成牛、子牛、それで搾乳牛のうち乾乳牛が何頭いるわけですか。

○福永財務福利課長 事故当日、搾乳牛の数は16頭おりまして、乾乳牛がそのうち6頭でございます。

○満行委員長 あと、子牛等の数をお願いします。

○福永財務福利課長 都城農業高校、先ほど申しましたが、乳用牛としまして、子牛が10頭、育成牛が3頭、これは5月25日現在でございますけれども、全体で35頭おります。

○満行委員長 もう1回お願いします。

○福永財務福利課長 5月25日現在につきましては、搾乳牛が22頭、それから育成牛が3頭、子牛が10頭、計35頭おりました。

○中野委員 うち乾乳牛が6頭ですね。さっきは16頭と言われたような気がしたけど。それで、この原因を、2回目ですよ。2度あることは3度と言うといけません、単純に言えば、さくを越えて、6頭のうち1頭か何頭かさくを越えてまじったという話ですよ。そのさくをきちんと整備すれば、2度あることは3度ないと思うんですが、そこはきちんとされているんですか。

○福永財務福利課長 このことを受けまして、直ちにさくはきちんと整備いたしましたところでございます。

○中野委員 1回目のときは、その整備をしていなかったということですか。

○福永財務福利課長 1回目につきましては、いわゆる乳牛から搾乳するときの搾乳機が4本あります。搾乳するときには、その4本全部をつなぐということになるんですけれども、本当は1つの乳房がいわゆる抗生物質を塗っておりましたので、1つだけ外せばよかったんですけれども、それを全部つないでしまったというのが原因でございました。それを受けまして、いわゆる乾乳牛につきましては、4本一遍につないでしまうということで、今回対策を講じたところでございます。

○中野委員 今もう既に2回あったんだけど、これははっきり言って施設の問題なんですか、人の問題なんですか。

○福永財務福利課長 マニュアルはきちんとつくっておりましたので、人の件と施設の先ほど申しましたさく、両方があると思われれます。

○満行委員長 そのほか議案等につきましてありませんでしょうか。

なければ、その他の報告事項、公立学校の耐震化と口蹄疫関係について求めます。

○宮原委員 口蹄疫の高鍋農業高校の問題ですが、ちなみに自分の母校なものですから、質問させていただきますが、今回、牛53頭、豚281頭が殺処分されたということになるわけですから、当然これに補償費が支払われるということになると思いますが、その補償費というのは学校側に入ってくるものなんですか。県のほうに入ってくるという形なんですか。

○児玉学校政策課長 県の畜産関係の担当部署のほうに電話で聞いたところによりますと、県が保有しているものについては補償されないという情報を得ているところであります。

○宮原委員 補償されないということであれば、新しく再開するときには、当然ながら、またそれなりの予算を計上して、家畜を導入しなければならないということになると思います。家畜も、たしかあそこはミルクプラント工場まで持っているわけですから、搾乳できる状況の牛がいないと、工場も回せないということになると思いますが、そのあたりの再開ができるとなった場合、例えば途中で当然議会があって補正でも組んでいただくということになると、すぐ導入ができるかとも思いますが、その期間が、議会との関係もありますが、あくということになると、その間ずれるということになります、実習の関係もあると思いますが、そのあたりはどういう考えを持っておられるのかお聞かせいただけませんか。

○児玉学校政策課長 今、担当のほうで、いろいろそういったことを考えているところでありますけれども、県の予算獲得については、

ちょっと今わからないんですが、今既に高原高校であるとか都城農業高校が保有しております、こういったものを学校間でお互いに共有し合うと、借りてきてやるとか、そういうことができないかどうかということを今考えているところでもあります。

○宮原委員 責めるつもりはないんですけど、せっかく子供たちがここに書いてあるように、再起を期したいというような夢も持っておりますし、和牛では「みねこひめ」とかいう牛だったと思いますが、チャンピオンにまでなって子供も生まれ、そして子供たちが期待していたのが殺処分されるという、非常にかわいそうな状況に至った経緯がありますから、なるべく先ほどいろんな観察をしながらの実習ということもありましたが、やはり畜産科にいる生徒は当然家畜に触れ合うということが一番大事だと思いますので、そういう他校との連携がとれるのであれば、なるべく早く終息を願いながらいい結果に持っていくように、最大限の努力をさせていただきますよう、要望にしておきます。よろしくをお願いします。

○満行委員長 その他の報告事項はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、その他のその他で。

○萩原委員 教育長、このたびの口蹄疫関係で、畜産農家はもちろんですけども、商売をされている、事業をやっている方々もそうです。幼稚園、保育園、それから小学校、中学、高校は授業料が免除になってきたからいいですけど、大学生、奨学資金が出て間にも合わないんですよ。ですから、そういう子弟の行き先の把握等、大学に授業料の免除とか、とにかく退学させないような方法を教育委員会としてどのよう

に対応されていらっしゃるか。その辺をちょっと伺ってみたいんですよ。

○児玉学校政策課長 大学のほうでも、いろいろとそのような手だては打っているというような話は聞いておりますけれども、私どもとして、具体的に大学に対してこういった要望、大学も非常にたくさんありますので、個別にこういった情報を出すということについては、まだないところでもあります。

○萩原委員 ぜひ教育委員会から市・町、村はないようですが、小さく分ければすぐわかるんですよ。農家の皆さんは、例えば自分の子供を産む、自分の今の口蹄疫問題で手いっぱい、子供の進学している大学のことまでは対応できないんですよ。だから、よく自己申告とかいうことを言いますが、そうじゃなくて、町村の役場でそういう子弟がどこの大学に行つてとかそういうところを、やっぱり困って大学をやめようとか、あるいは、つい先日は保育園、幼稚園関係もお金を払えないと、やめざるを得ないと、どこに行けばいいのか、どうすればいいのか、自分で言わなきゃいけないのか、どこか把握してくれるところがあるのか、非常に迷っているみたいなんですよ。その辺は各市・町に、畜産農家は簡単に言って、簡単にと言ったらいかんけれども、わかるんじゃないかと思うんですよ。その辺の対応をとにかく大至急やっていただきたいと思うんですよ。というのは、大学は半年に一遍かの授業料ですけども、幼稚園とか保育園とかいうのは毎月だから、きのうも結婚式の式場でそういう話が出てたですよ、保育園の園長さん、幼稚園の園長さんたちから。だから大至急してほしいという話でした。

○福永財務福利課長 今回の事件を受けまして、教育委員会といたしましては、育英資金の緊急

採用制度というのが実はございまして、これを活用していただくということで、その基準等につきましても緩めて、できるだけ借りていただくような手だてをとったところでございます。ただいま、今のところ現在では21件の問い合わせがございまして、そのうち10件が申請をされております。採用は申し込んだ月から貸与を開始しているところでございます。

○萩原委員 育英資金、奨学資金は、ちなみに月額どの程度ですか。

○福永財務福利課長 高等学校につきましては、国公立が1万8,000円でございます。自宅外につきまして2万3,000円、それから私立の自宅につきまして3万円、自宅外が3万5,000円です。大学につきましては、自宅が4万4,000円、自宅外が5万円、私立が自宅が5万3,000円、自宅外が6万3,000円というふうになっております。

○萩原委員 それはありがたいことなんですけど、とてもじゃないけど、それじゃ一銭も送れないわけですよ。アルバイト、我々の時代はバイトをしたり、働こうと思えば何でもあったんですけど、今はバイトも何もないと言うんですよ。そうすると、やっぱり親が現金を送らなきゃいけない。4万、5万、大学生がもらっても、とてもじゃないけれども大変だという、そこら辺がやっぱり、子供たちが口蹄疫、直接の農家もだけれども、事業をしている、商売をしている人たちが、とにかく売り上げが50%減じゃないんですよ、70%、80%減なんです。日々の生活さえなかなか大変だ、子供にお金も送れない、そういうところを早く大学等も、そんな大変な人数じゃないと思うんですよ。大学関係にも、例えば授業料をしばらくは免除していただくとか、そういう方法、手だてがあると思うんですがね。これは国家的に今口蹄疫の

話題になっていますから、大学側もそんな、授業料を払わなきゃやめさせようというような強硬な態度には出ないと思いますので、ひとつその辺をちょっと一回検討していただいて、これは早急にやっていただきたいなと思っております。これは要望です。

○渡辺教育長 今、萩原委員のほうからお話がございましたけれども、私どもとして、でき得る限りの範囲内において、そういう大学等に対して要請をしてみたいと思います。ただ、大学の所管につきましては、県の場合には県民政策部のほうの所管になりますので、それは幼稚園、保育園関係は福祉保健部ということでありますので、その3者間でちょっと協議をいたしまして、どういった手段、手法がとり得るかということについて、早急に検討してみたいと思います。それから、先ほど財務福利課長が、県教育委員会としてとり得る手だてということで、家庭の経済状況が急変した場合の緊急支援貸付制度について申し上げましたが、各大学におきましても、経済的な事情が急変した場合には、授業料の減免等の措置が多分とられていると思いますので、その辺についてもよく実態を見きわめながら、先ほど申し上げましたように、関係者間で早急に協議して検討したいと思います。以上です。

○長友委員 この患畜が出た農家、今289例ですかね。じゃここに対して仮払いがどれくらい行われたかということ、まだ今2~3日前の時点では61件ぐらい、申請中まで入れて、約2割、ここは無収入なんですよ。今、患畜農家は無収入の状況が続いていますよね。それで、その家庭にそういう大学生、高校、中学、小学、何も授業料だけじゃなくて、これは給食費からあるいはいろんな被服類から何から関連してくる

ということがあるので、私は申しわけないけれども、この口蹄疫の被害を受けている農家、ここらあたりの子供の掌握というのは全部しておいて、経済状況はある程度つかんでおいてもらわないと困ると思うんです。学校の中でもさまざまな、教室の中で買いたいものも買えないというような状況も出てくる可能性も出てくるんですよ、この中で。そうすると、やっぱりいろんな気まずい思いをしたりするだろうということもありますので、それと同時に、例えば屠畜場というか、そこに勤めておった方々も、既に解雇が始まっているんです。それは年齢が高いところの子弟というのは成人しておるからいいでしょうけれども、若いメンバーがそういうことで職を失っている。あるいは、そういう大規模の養豚なんか勤めておった従業員の方々とか、その子弟の問題とかもやっぱり出てくるんです。それから、間接的な被害で、本当に飲み屋さんまで今店をやめて、客が来ないものから、水道料なんか店があること自体でかかってくる、その辺を全部シャットアウトしてくれと、やめてくれというような状況まで出ているわけです。それから、ワクチンを打った農家というのは、まだ一銭も入っていませんね。今から、国のほうでそれを支払う政省令さえも決まっていないという状況ですから、これはどんな仮払いを、申請どこの騒ぎじゃなくて、大変な状況になっていますけれども、既に4月20日から移動制限とか搬出制限がかかって、もう2カ月が経過したわけですから、大変な状況が生まれてきているということで、例を挙げれば切りがないわけです。風評被害で、例えばブドウ農家が北海道と契約しておったけど、その契約も打ち切られて、500万円ぐらいの契約がペアになっているとか、そういうことやらもありま

すので、さまざまな間接的な分までひっくるめると、子供たちにまで影響が及んでくるということで、申しわけないですけれども、今回そういう教育に、子供のおるところのことまで、大変ですが、状況等を一々把握しながら、ある程度の措置をバックアップしてやらないと、奨学金制度を享受したから大丈夫だとか、それでは済まないという状況が起こってまいりますので、本当によろしくお願ひしたいというふうに思います。そのあたりの小学校ですね。何かあれば、そういうことに関してどういう手当てがあるとか。

○渡辺教育長 今回の口蹄疫によって、被害を受けた畜産農家だけではなくて、今お話がありましたように、飲食関係、それから製造業、卸売・小売業、いろんな業種にいろんな影響が及んでおりました、特に私が心配していますのが高校生の就職ですね。こちらも非常に心配をいたしておりました、先般も主要経済の代表団体に対して、口蹄疫の問題もありますので、大変採用関係は厳しいと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしますということをお願いしたところであります。そういう中で、今、口蹄疫がたくさんの業種に及んでいるということで、恐らく県教育委員会のできる範囲というのは限られていると思います。これは生活再建の支援ということになってきますので、ただ、そういう中でも、県教育委員会として、一人一人の子供の置かれている状況、特に経済的に厳しい家庭が大分ふえているんじゃないかなと思いますので、そのあたりは各市町村の教育委員会、それから学校、県立学校も含めて、一人一人の子供たちの実態に応じて、できる限りの相談・支援に努めるように、また私どものほうに相談していただければ、関係部局と連携をとりまして、

ぜひサポートをしていきたいなど、このように考えております。ありがとうございました。

○長友委員 やっぱり泣いて電話がかかってくるんですよ。例えば、人工授精師の方で若い女性の方でしたけど、子供を3人ぐらい抱えているわけですね。一切仕事がなくなっちゃったわけですよ。これは永遠に続くわけではありませんけれども、どうしようかということで、せめてこういうところの仕事だけでも許可できないだろうか、一切シャットアウトされたというようなこととお話があるけど、事実としては難しいわけですね。だから、やっぱり事態というのはそれほど深刻であるということを知っていただいて、それで皆さん方として応援できるところは応援する体制を、あらゆることを想定しながら考えておいていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

○松田委員 口蹄疫のほうから3問、まずは風評被害、それから高校総体、そして全国高校総合文化祭のことで伺います。最後に、性同一性障害で伺いたいと思います。1点目、今、萩原委員、それから長友委員のほうからいろいろありましたが、宮崎県内におけるこういう経済打撃というのは、地区の先人に聞きましたら、昭和8年に蚕の生糸市場の大暴落があって、宮崎県は大打撃を食らったとき以来だという話だったんですが、経済的なことに起因する児童生徒たちのいじめ、不登校、それから休校、通学路の変更ですとか、あるいは部活の中止とか、ありとあらゆるいろんな風評被害、げなげな話が県内で起こっているんですが、実態はどうであるのかお教えいただきたいと思います。

○児玉学校政策課長 今のげなげな話といいですか、いろんな子供たちの心ない言葉が出ているんじゃないかというような御指摘であります

けれども、私どものほうに具体的にこういった事例がありましたというような報告は上がっておりません。したがって、今これだけありましたというようなお答えはできないところでありますけれども、そういったことがないように、これまで通知文を渡しまして、十分配慮していくようにというぐあいに学校のほうをお願いしているところであります。また、就職等への影響につきましては、せんだって6月8日に、教育長と労働局、商工労働部長と共同で、経営者協会等4団体への要請を行っておりますが、そのときに、大変厳しいけれども、やはり何とか若者は採用していきたいというような御意見をいただいて、力強い言葉をいただいておりますので、私どもも各学校には、こういう中であるけれども、望ましい職業観、勤労観、コミュニケーション能力、そういったものをしっかりとつける教育を進めてくださいということで、高等学校のほうにさらにもお願いしてまいりたいと思います。また、学校には、進路対策専門員というのを配置しておりますので、私どももそういった方々あるいは学校の先生たちとともに、県内企業の求人について、今回の口蹄疫の影響をできるだけ減らしていただくように努めてまいりたいというぐあいに思っております。

○松田委員 風評被害はないということで安心いたしました。また、特に高校3年生が、自分たちの就職に対して大変不安な思いを持っております。今、県の教育委員会もこういうふうに積極的に動いていただいているということ、なかなか来年の3月のことですからわかりません。10月からの募集ですけれども、そういうふうに生徒たちを県を挙げて守っているんだという姿勢を、ぜひ就職を迎えた生徒たちにお伝えいただきたいと思います。

2点目、高校総体です。高校総体、教育委員会の御英断で開催をしていただきまして、生徒たちは大変喜んだところなのですが、防疫体制に対して大変評価も高かったような話を聞いております。高校総体、絶妙なタイミングで開催ができたと思うんですが、その反省も含めて防疫体制、どの部分に力を入れて、どの部分が評価を得られているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○川崎スポーツ振興課長 第37回の宮崎県高等学校総合体育大会につきましては、委員長初め御理解いただきまして、開催できましたことにまずお礼を申し上げたいと思っております。その開催に伴いまして、私たちは競技会場における防疫措置、並びに選手、役員等の自主的防疫措置ということで、2つの方向から防疫措置をとらせていただきました。競技会場におきましては、消毒マットを設置すること、車両の出入り口には消石灰を散布すること、衣服や携行品をクエン酸溶解液を噴霧して消毒すること、手洗い、うがい等を徹底することということで、競技会場においては、これらのことを徹底、お願いしたところでございます。また、選手、役員等の自主的防疫措置につきましては、競技当日の学校、保護者、一般県民の応援につきましては自粛すること、特に搬出制限区域内の会場については応援は行わないこと、それから輸送車両を減らす工夫を行うこと、消毒ポイントでの車両消毒を徹底すること、牛舎、豚舎等の農場への立ち入りを自粛すること、また、学校、家庭における手足の洗浄、うがい等を励行することということで、これは県教育長名、また県の高等学校体育連盟会長名という2つのところから、各学校または競技専門部に徹底の周知をお願いして、実施させていただいたところでございま

す。以上でございます。

○松田委員 高校総体に関しましては、生徒を主体に教職員の方々、そしてスタッフの方々为一体となって、この非常時にあだけの感動的な大会を開けたということで、大変うれしく思っております。

口蹄疫、最後になりますが、第34回全国高校総合文化祭ですけれども、8月1日から4日まで、約4万人の方が来県されると伺っております。あと、市内でも、町でもこれに対する開催の行き先を大変市民が気にしております。また、開催校の中に農業高校も含まれるということもありますし、また、県のスポーツ施設、文化施設も会場になっているんですが、今どのような状況なのか、いつの時点でどのように判断をされるのか、もし公開することができたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○稲元高総文祭推進室長 第34回の全国高総文祭でございますけれども、例年高校生が約2万人、延べで、全体で、観客が来まして、10万人規模の大会と言われております。開催の有無につきましてでございますけれども、それにつきましては、現在まだ状況を見きわめているところでございまして、当然うちの業務につきましては、開催に向けて準備を進めているところでございます。ただ、委員おっしゃったように、いつごろに判断をするのかというのは、皆さん注目のところであろうかなと思っておりますけれども、現時点ではいつ判断を出すということはまだ決めておりませんで、現在、その計画変更のタイミングにつきましても、どの時点で設定するかということを検討中でございます。以上でございます。

○松田委員 総文祭に関しましては、全国的なイベントになりますし、宮様もお迎えするわけ

なんですが、中止なのか、延期が可能なのか、ここだけお聞かせいただけますか。

○稲元高総文祭推進室長 中止を含めて検討しないといけないとは考えております。ただ、延期につきましては、学校行事等もございますし、それから会場の確保の問題等もございます。新たに確保しなければいけませんし、ですから、延期につきましては、非常に難しいのかなと考えております。以上でございます。

○松田委員 ありがとうございます。最後になります。ことしの4月に、文科省のほうから性同一性障害に対する格段な配慮を求める通知が出たということで、けさの新聞報道によりますと、学校への相談状況、15都府県が把握しているということでした。本県の状況はいかがであるかお聞かせください。

○山本学校支援監 この件に関しましては、調査を行っておりませんので、具体的なデータは持っておりませんが、今、松田委員が言われましたように、鹿児島県でも報道されておりますので、4月30日付で県の通知文を出したところでございます。タイトルは「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」というタイトルでございまして、簡単に申し上げますと、児童生徒が抱える問題や悩みはますます多様化しておりまして、性同一性障害のある児童生徒に対して、学校であるとか教育委員会であるとか医療機関が連携して対応したケースがあるので、それぞれの市町村教育委員会においても、各学校等、十分対応してくださいということで、通知文を出しているところでございます。

○松田委員 その各学校の対応が、学校現場は大変混乱しているというふうな各県の教育委員会やら学校関係者からの声が出ておりましたが、

宮崎県の場合、そういった児童生徒が、これは判明と言うのでしょうか、いらっしゃった場合のシミュレーションはできているものでしょうか。

○山本学校支援監 プライバシーにかかわることとございまして、なかなかそこははっきり申し上げることができませんけれども、そういう子供がおった場合には、学校において十分な配慮がなされた指導がなされているというふうに考えております。

○松田委員 なされているじゃなくて、もし県としては、そういった生徒・児童がいらっしゃった、名乗り出たといった場合に、どういうふうな対応をもって、誠心誠意そのお子さんたちを育てていくつもりなのか、そういった計画はあるのかお聞かせください。

○山本学校支援監 繰り返しになりますけれども、なかなかその子供が例えば女の子だったんだけど男の子になったというのを水面下で言っている場合があるものですから、なかなかそれを公にしてやることができないものですから、今先ほど私が申し上げましたように、学校において、本当にごくわずかの先生方であるとか医療機関の人が一緒に、マル秘を担保しながらなされているというふうに考えております。

○松田委員 情報、プライバシーの保護は当然のことなんですが、医療機関あるいはそういった関係機関と連携して対処するということは固まっている、そういうふうに通知はなされると理解してよろしいんでしょうか。要は、学校現場が大変混乱するという観点から今伺っております。

○山本学校支援監 そのとおりでございます。

○松田委員 ありがとうございます。

最後になりますが、今回の口蹄疫で、最後に

ブログの松元武蔵さんの文がついております。本当にこれを見てうれしく思いました。今回の教育委員会のお計らいかと思いますが、子供たちも毎日、新聞紙上で大変いろいろな思いをいろんな形でつぶっております。この口蹄疫、昨今、清浄化が進もうと思われましますが、この子供たちの思い、何らかの形で記録をされるということも、県教育委員会の主導でされてはいかかかということをご提案いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○満行委員長 そのほか教育委員会関係、ないですか。なければ、これで終わってよろしいですか。

○福永財務福利課長 先ほどの瑕疵担保責任の消滅時効の年数でございますけれども、10年でございます。

それから、先ほど申し上げたときに、都城農業高校の搾乳関係につきまして、乳房炎の牛にはミルカーをつなぐというようなことを申し上げましたけれども、一切つながないということでご対応しております。済みませんでした。

○中野委員 時効が10年ということであれば、13年まで現に校長住宅として使っておったという説明でしたがね。まだ10年たっていないわけだから、その取り壊した業者、そこへの求償しないという求償権がなくなったような当初の説明でしたが、それはおかしいということにならないですか。顧問弁護士か何か知りませんが、幾ら弁護士が対応されたとしても、それを放棄する、求償権を放棄するということはおかしいと思うんですが。

○福永財務福利課長 先ほどの件につきましてですけれども、買い主が目的物の引き渡しを受けたときから10年で消滅するというものでございます。したがって、18年の2月1日に引

き渡しを済ませておりますので、それ以降10年間で消滅するということでございます。

○満行委員長 中野委員の質問は、求償権を放棄していいのかという質問ですよね。時効が成立していないから求償権を持つべきじゃないかという質問ですよね。答えをもらってないんですが、いいですか。私からすると、その考え方をもらって、また委員会でそのとき協議することいいでしょうか、きょうのところは。済みませんが、教育委員会に対しましては、いつ土地購入して、いつ建物が建って、いつ契約してこうこうという事実と、求償権を放棄するという考え方をまとめて委員会に出していただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、これで教育委員会を終わります。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時18分休憩

午後1時17分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○濱砂企業局長 御説明に入ります前に、企業局における口蹄疫防疫に対する取り組みについて、現状を御報告申し上げます。

現在、企業局本庁舎の出入り口に口蹄疫の消毒用マットを設置しまして、庁舎における防疫を、また、唯一の出先機関であります北部管理事務所におきましても、同じく消毒用マットを

設置して、防疫に努めているところがございます。

このほか、農政水産部からの依頼に基づきまして、4月27日以降、連日、川南町を中心とした現場での防疫対策作業や消毒ポイントにおける消毒作業に職員を派遣しているところがございます。

口蹄疫につきましては、新たに都城市や宮崎市、日向市等でも疑似患畜が確認されておりまして、一段と厳しい状況に直面しておりますけれども、今後とも引き続き、他部局とともに、早期の沈静化に向けて、必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の、表紙をめくっていただきまして目次をごらんください。

大きなⅠの6月定例県議会提出報告書関係といたしまして、「平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」及び「平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書」の2件でございます。

これは、平成21年度の予算に計上したものでございまして、年度内に支払い義務が生じなかったため、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条及び同法施行令第18条の2の規定により御報告するものでございます。

大きなⅡのその他報告事項といたしまして、本年2月から運転を開始しております「太陽光発電設備の発電状況」について御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げます。

私からは以上でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○吉田総務課長 それでは、私のほうから、予算繰り越し及び継続費繰り越しについて御説明いたします。

お手元の平成22年6月定例県議会提出報告書、こちらの199ページをお開きください。青色インデックスで別紙20と表示してあるところがございます。

電気事業に係る予算の繰り越しであります。事業名は「ダム施設整備事業」です。

この事業は、ダム管理者であります県土整備部が実施するものであり、祝子ダム、綾北ダム及び松尾ダムにおける放流設備の主ゲート巻き上げ機の取りかえなどを行うものでございます。

これらは特殊な装置でありますので、製作に日数を要したこと等から繰り越されたものでございまして、事業費の一部を負担しております企業局におきましても、これに伴い繰り越しを行うものでございます。

繰越額は、予算計上額9,272万9,000円から前払い金相当額の2,200万7,543円を差し引きしました7,072万1,457円を22年度に繰り越すものでございます。

工事契約は既に締結されておまして、現在は、今年度の下半期に予定しております工事に向けて、機器の製作などを進めている段階でございます。

工事完了は、平成23年2月に予定されております。

予算の繰り越しにつきましては以上でございます。

続きまして、同じ提出報告書の201ページをお開きいただきたいと思います。青色インデックスの別紙21とあるところがございます。

これは、電気事業に係る継続費の繰り越しでございます。繰り越し事案を3件そこには記載

しておりますが、工事契約は1件で、その内容は「岩瀬川発電所の水車発電機の改良及び精密点検工事」でございます。

この工事の概要につきましては、委員会資料の1ページの補足資料に掲げてありますので、そちらをごらんいただけたらと思います。

岩瀬川発電所は、昭和42年に運用を開始しております。それ以来、43年が経過しておりますことから、水車発電機の改良工事を実施するとともに、あわせて保安規程に基づき10年に1回の水車及び発電機の分解、精密点検を行うものがございます。

工事のうち水車発電機改良工事につきましては、既存の機器を取り除く費用を「事業費の営業費用」に、一方、新たな機器の据えつけ等を「資本的支出の建設改良費」に分けて、継続費を設定しております。

これらの事業に継続費を設定いたしましたのは、水車発電機の主要部分を取りかえる大規模な工事であることから、材料調達を含めた部品の製作期間が1年以上を要するため、単年度での施工が困難と見込んだことによるものであります。

工事期間は、21年度及び22年度の2カ年度であります。

それでは、もう1回提出報告書の201ページにお戻りいただきたいんですが、繰越額は、まず営業費用分が、真ん中の計にありますように、予算計上額8,804万7,000円から前払い金相当額3,339万5,599円を差し引きました残額5,465万1,401円を、また、建設改良費分からは、下の計にありますように、予算計上額1億4,059万8,000円から前払い金相当額5,623万9,201円を差し引きました残額8,435万8,799円を、それぞれ22年度に繰り越すものがございます。

業者との契約は既に締結しておりまして、現在は、今年度の下半期に予定しております工事に向けて、機器の製作などが進められている状況でございます。

工事の完了は、平成23年3月を予定しております。

私のほうからは以上でございます。

○相葉工務課長 常任委員会資料の2ページをお開きください。

最後のほうになりますが、太陽光発電設備の発電状況について御説明いたします。

まず、1の目的であります。4月の常任委員会で御説明いたしましたとおり、企業局におきましては、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギーの普及促進を図ることを目的といたしまして、2の設備の概要にございますが、日向市の工業用水道施設配水池に2,566万8,000円をかけまして太陽光発電設備を設置したところでございます。

規模といたしましては、最大出力30キロワットで、年間3万6,000キロワットアワー、これは一般家庭における年間消費電力の約10世帯分に相当する量でございますが、この発電を見込んでおります。

本年2月3日から運転を開始しておりまして、5月までの発電状況を3の発電実績の表にまとめております。

2月から5月までの4カ月間の発電量の合計は、1万2,955キロワットアワーでございまして、1カ月平均の発電予定としております3,000キロワットアワーを超える発電量となっており、おおむね予定どおりの実績を上げております。

このうち、九州電力への売電量の合計は、1万2,284キロワットアワーであり、売電収入はその下にございますが、29万4,000円となっております。

ます。

なお、これまでの売電量1万2,284キロワットアワーは、CO₂削減量の森林面積換算では、約1.1ヘクタールに相当する量となります。

この太陽光発電設備を含む企業局の電気事業について、県民にわかりやすく周知するため、右の一番下のほうに写真をつけてございますが、発電情報表示装置を企業局庁舎1階ロビーに設置いたしまして、水力発電と太陽光発電の発電量等の情報をリアルタイムで表示しております。

また、今年度は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の駐車場に、最大出力90キロワットの太陽光発電施設を設置する予定といたしております。

説明は以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明は終了しましたが、その他の報告事項の質疑につきましては後ほどお受けしますので、まず報告事項について質疑を受けたいと思います。予算繰り越し、継続費繰り越し、よろしいでしょうか。

○中野委員 予算繰り越しの電気事業についてですが、先ほど、建設改良費ということで、ほとんど繰り越しということで、その理由が、日数を要することから下半期に工事をするわけですがね。そして、来年の2月に完了するという説明でしたが、本音というか本当の理由、これは昨年度計画を立てて、いわゆるおとし計画を立てて、昨年度の当初に計上したものですかね。それで、いわゆる21年度は何もしていないんですかね。

○吉田総務課長 21年度につきましては、ここに書いてありますように、支出済額1億1,650万ですか、これを支出しておりますね。この分の工事はやっているという形になります。

○中野委員 199ページです。

○吉田総務課長 失礼しました。ちょっと間違っていました。申しわけございません。支払義務発生額2,200万7,543円、これを工事をやっているということでございます。

○中野委員 今の金額は、さっきは前払い何とかかんとかと説明されたよな。工事を何にもしていないような気がしたけど。

○吉田総務課長 失礼しました。それでは説明が間違っているかもしれませんが、21年度にはこの分の工事はやっているということでございます。

○相葉工務課長 ダム関係の繰り越しの関係だと思われませんが、これにつきましては、何件かあるわけでございますけれども、一番大きなものが、先ほど総務課長が申しましたように、綾北ダムの主ゲートの油圧ユニット更新工事というものでございます。これにつきましては、昨年の6月の補正でお願いしたものでございまして、その後、設計にかかりまして、設計にちょっと不測の日数を要したと。といいますのは、ゲート関係を開閉する油圧装置という非常に特殊な装置でございまして、その取りかえの設計に日数を要したということがございまして、一応ことしの2月ぐらいに契約をいたしております。それで発注いたしましたけれども、結局特殊な部品でございまして、今は、昨年度につきましては製作中ということで、前払い金相当をお支払いしたということになっているということでございます。

○中野委員 今のような説明をすると理解するんですよ。さっきは何もしなくて前払い金を2,200万ぐらい払ってというふうに聞こえて、そして新たに今から工事をするとすれば、その計画そのものだったら年度内にきちんとしてもらえば済む話じゃなかったかなと。今から下半

期に工事をして、来年の3月で終わるような工事ですからね。それは1年前に済んでもよかったような気がしたんですよ。ちなみに、22年度にこういうたぐいのものはないんですか。新規の事業ですよ。

○白ヶ澤施設管理課長 これは企業局発注のという意味でしょうか。それとも、企業局発注の分では、ことし、来年の継続費はありません。去年、ことしの継続費でございます。

○満行委員長 これは事業主体は土木部なんですよね。

○中野委員 なぜこういうことを言うかということ、要は景気対策を含んで県もいろいろ仕事をしていると思うんですよ、特に県土整備部を中心に。やっぱり翌年、翌年と繰り越していけば景気対策にならん話ですから、いろいろ予算を組んだものは、よく景気対策のために前倒しでという言葉をお聞きしますよね。後ろ倒しにすれば、そのときそのときの景気に作用しないということになりますから、やはり聞いておって簡単にできるようなものは、できたような気がしたものですから、ようせんということをお聞いたからわかったんですが、最初の説明では、年度内になぜできなかったかなと思ったものだから、それをまた今期そういうのがあれば、そういうことにならんようにしていただきたいなという要望をしておきます。

○満行委員長 そのほか報告事項、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、その他の報告事項、ないですか。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、以上をもちまして企

業局を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時51分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす行いたいと思います。

開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。

午後1時51分散会

平成22年6月15日（火曜日）

午後1時31分再開

出席委員（7人）

委員	長	満	行	潤	一
副委員	長	黒	木	正	一
委員		萩	原	耕	三
委員		中	野	一	則
委員		宮	原	義	弘
委員		松	田	勝	則
委員		長	友	安	弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂	元	修	一
議事課主幹	阿	萬	慎	治

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第4号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 御異議ありませんので、この議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目について、きのう申し上げましたけど、各部局から口蹄疫に対する意見交換もありましたので、そのことも取り入れていきたいとは思いますが、特に御要望はございませんでしょうか。

○中野委員 授業料の件ですよね。我々自民党でもいろいろ検討したんですが、全国47都道府県のうちに徴収しないのが22県、するのが25県なんです。それで、非常に各都道府県、迷ったんだと思うんですよね。これが徴収しないときに、国からのいろんな補助か交付金か知りませんが、それが100%担保もされていないというのがあるんですが、やはりただし書きをつくったというのは、これから高齢者社会になって余裕ができて、もう1回学びたいものだなと、学ぶのに遊び半分じゃないけれども、今回の6名の方は資格を取りたいと、資格も現実には卒業証書という資格を取りたいという意味だったらしいんですが、そこで学んで、いろいろ本当の免許・資格というのを取られるチャンスはあると思うんですよ、学んだから。それは最高齢者が40代ということで、まだ働き盛りだからいいとして、そのただし書きをつくらなければならなかったところにやっぱり問題があるんですよね。さっ

き言ったような状況のときには、もう取らんと
いうわけにはいかんから、取るという意味なん
ですよ。だから、そういう時代になるかなら
んかはわからんけれども、果たして全部こう
いう制度が続くか続かんかということもあるから、
あいまいさはあるけれども、それでも25県は徴
収すると決めておるんですよ。すると、九州
を見たら、なんでなったかわかりませんが、南
九州は徴収しない、北九州と大分は徴収する
というふうに分かれているんですよ。お互いの横
並びに聞いてされたんだと思うけれども、県も
いろいろ悩んだと思うんですが、卒業する意欲
があるから今回もそんなふうに決めたような話
を控え室で聞いたんですが、「いや、卒業する意
志はありません」と言う人はいないと思うん
ですよ。入学するからには卒業を意識してい
ると思うんですよ。だから、そこを将来さっき言
ったような環境になったからといって、「取りませ
ん」とか「また改めて取ります」ということは
言いづらいもんだから、このただし書きも実際
は死文ですよ。それでまた、極めてびっくり
するほど、再度高校に行くという人も少ない
と思うんですよ。だから、鹿児島県はあっさり
とただし書きもない条文らしいですよ。九州じゃ
わかりません。ただし書きをつくったがゆえに、
何か我々もあれ、という気がしたんですよ。
取るなら取る、取らんなら取らんと、あっさり
と鹿児島方式でされていたほうが良いような気
がしました。

○萩原委員 ただし書きの運用は、生涯学習的
に学ぶものについては、ただし書きにおいて授
業料は徴収することという方法を、やっぱり一
つの方向性を見せておかないといかんと思うん
ですよ。例えば、この中で引退した後、もう1
回高校に行って勉強したいなど。だから、生涯

学習的な発想で高校に来る分には授業料を取る
というような、何かそういうところをもうちょっ
と細かく検討していただきたいと。

○満行委員長 そのほかございませんか。

お二人がおっしゃっているのは、条例で例外
規定があると。この運用については、しっかり
運用していただきたいということですね。

高校授業料無償化について、ほかにごしま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、そこは配慮させてい
ただいて、委員長報告に盛り込む方向で進めた
と思います。

ほかに御意見がございましたら。

○中野委員長 ちょっと休憩してもらったほう
がいいので。

○満行委員長 休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時45分再開

○満行委員長 再開します。

それでは、お諮りします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意
見等を参考にしながら、正副委員長に御一任い
ただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時54分再開

○満行委員長 委員会を再開します。

それでは、今ありました教育委員会の特色あ
る学校運営等につきまして調査するということ

で、7月21日に開催の方向で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 では、そのようにいたします。

次に、先ほど申しました県外調査ですけれども、これは改めて御意見がありましたら今お受けしたいと思うんですけれども、ちょっと日程的なものが今見えてこない部分があるんですが、10月15日、よろしいでしょうか。また随時ありましたらお受けしたいと思います。10月13日から15日の予定になっていますけど、よろしいでしょうか。相手先もあるものですから、目星はつけて進めさせていただきたいと思います。何もなかったらこれでいきますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 そうしたら、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時56分閉会